みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 事業者設定基準届出書

経 企 第 1 号 2025年7月24日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

富山市牛島町15番1号 北陸電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 松田 光司

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第二条第2項の規定により、別 紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

非化石証書販売収益に係る項目の配分基準 [別表第1 3.(1)関係]

1. 別表第1 3. (1) に規定する基準

- 3. 2. により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。
- (1) 次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電灯料 電灯料の種類に応じて特定需要部門及び一般需要部門 電力料 電力料の種類に応じて特定需要部門及び一般需要部門 貸付設備収益 特定需要・一般需要外部門

営業費用

電気事業営業費用

原子力発電費

原子力損害賠償資金補助法特別負担金 特定需要·一般需要外部門 原賠·廃炉等支援機構特別負担金 特定需要·一般需要外部門

休止設備費 特定需要 • 一般需要外部門

貸付設備費 特定需要 · 一般需要外部門

2. 設定した基準

電気事業営業収益のうち、非化石証書販売収益について、非化石電源の拡充・改良投資または修繕・除却工事への充当分(翌年度以降への充当繰延分を含む。)に相当する金額を、特定需要・一般需要外部門に整理する。

また、電気事業営業費用のうち、修繕費、減価償却費および固定資産除却費について、対応する 非化石証書販売収益の充当額相当を特定需要・一般需要外部門に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

非化石証書販売収益については、非化石電源の利用促進に充てるべき収入であり、特定需要・一般需要外部門に整理することが適切であるため、上記基準を設定した。

また、修繕費、減価償却費および固定資産除却費のうち、上記に掲げるものについては、特定需要・一般需要外部門に整理することが適切であるため、上記基準を設定した。

電気事業雑収益の配分基準 [別表第1 3.(2)関係]

1. 別表第1 3. (2) に規定する基準

- 3. 2. により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。
- (2) 次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電気事業雑収益 料金収入比

2. 設定した基準

電気事業雑収益に整理するもののうち、再エネ特措法交付金にかかる事業税相当額については、 別表第1 3. (2) に規定する基準によらず、特定需要・一般需要外部門に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

電気事業雑収益に整理するもののうち、再工ネ特措法交付金にかかる事業税相当額については、 別表第1 3. (2) に規定する基準に基づき配分すると、特定需要部門及び一般需要部門に配分 されることとなるが、再工ネ特措法交付金にかかる事業税相当額は、特定需要・一般需要外部門に 整理することが適切であるため、上記基準を設定した。

電気事業雑収益の配分基準 [別表第1 3.(2)関係]

1. 別表第1 3. (2) に規定する基準

- 3. 2. により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。
- (2) 次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電気事業雑収益 料金収入比

2. 設定した基準

電気事業雑収益に整理するもののうち、以下に記載の支援・事業に係る補助金については、別表第1 3. (2)に規定する基準によらず、規制料金メニューにかかる補助金は特定需要部門へ、自由料金メニューにかかる補助金は一般需要部門へ整理する。

- ・「電力・ガス価格激変緩和対策事業」
- 「酷暑乗り切り緊急支援」
- ・「電力・ガス料金負担軽減支援事業」

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

電気事業雑収益に整理するもののうち、上記の支援・事業に係る補助金については、別表第1 3. (2) に規定する基準に基づき配分すると、料金収入比を用いて配分されることとなるが、上記の支援・事業に係る補助金は、特定需要部門と一般需要部門に区分可能であるため、上記基準を設定した。

事業税の配分基準 [別表第1 3.(2)関係]

1. 別表第1 3. (2) に規定する基準

- 3. 2. により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。
- (2) 次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業費用

電気事業営業費用 事業税 料金収入比

2. 設定した基準

事業税のうち、再エネ特措法交付金にかかる事業税相当額(過年度精算分を含む。)については、 別表第1 3. (2)に規定する基準によらず、特定需要・一般需要外部門に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

事業税のうち、2. に掲げるものについては、別表第1 3. (2) に規定する基準に基づき配分すると、特定需要部門及び一般需要部門に配分されることとなるが、再エネ特措法交付金にかかる事業税相当額は、特定需要・一般需要外部門に整理することが適切であるため、上記基準を設定した。

接続供給託送料の配分基準 [別表第1 4.関係]

1. 別表第1 4. に規定する基準

4. 2. により整理された接続供給託送料に係る額から、3. により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部門の欄に整理すること。

2. 設定した基準

接続供給託送料に係る額から、3.により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、近接性評価割引については、発受電量比により、特定需要部門及び一般需要部門に配分することにより整理し、揚水発電所におけるポンプアップのための供給のうち揚水ロスに係る費用及び自己等への電気の供給に係る費用については、別表第1 5.までの規定により配分された電気事業費用比(接続供給託送料除き)により、特定需要部門及び一般需要部門に配分することにより整理する。

また、発電側課金に係る額については、電力量の多寡によらない料金を別表第1 5.(6)① 5)で得た値、電力量の多寡に応じて変動する料金を発受電等量比により、特定需要部門及び一般需要部門に配分することにより整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

接続供給託送料のうち、近接性評価割引については、特定需要部門及び一般需要部門に係るものを特定することが困難であるため、適切な整理を行うための客観的かつ合理的な基準として、発受電量に応じて発生することを踏まえ、上記基準を設定した。

揚水発電所におけるポンプアップのための供給のうち揚水ロスに係る費用及び自己等への電気の供給に係る費用については、特定需要部門及び一般需要部門に係るものを特定することが困難であるため、適切な整理を行うための客観的かつ合理的な基準として、電気事業を営むための費用であり、それぞれの部門全体の費用と関連することを踏まえ、上記基準を設定した。

発電側課金に係る額についても、特定需要部門および一般需要部門に係るものを特定することが 困難であり、金額の性質を勘案した配分を行うため、上記基準を設定した。

電気事業財務費用の各部門への配分基準 「別表第1 5.(1)① 関係]

1. 別表第1 5. (1)①に規定する基準

- 5.2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。
 - (1) 電気事業財務費用の整理
 - ①電気事業財務費用を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、一般管理費、休止設備費、貸付設備費及び営業外費用に配分することにより整理すること。
 - 1)発生の主な原因を勘案して、水力発電設備、火力発電設備(汽力発電設備及び内燃力発電設備をいう。以下同じ。)、原子力発電設備、新エネルギー等発電等設備、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産の固定資産帳簿価額(リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下同じ。)を算定し、これらを合計した額(以下「固定資産合計額」という。)を算定すること。
 - 2) 電気事業財務費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の費用に配分することにより整理すること。

水力発電設備の固定資産帳簿価額/固定資産合計額 水力発電費 火力発電設備の固定資産帳簿価額/固定資産合計額 火力発電費 原子力発電設備の固定資産帳簿価額/固定資産合計額 原子力発電費 新エネルギー等発電等設備の固定資産帳簿価額/固定資産合計額 新エネルギー等発電等費 業務設備の固定資産帳簿価額/固定資産合計額 一般管理費 休止設備の固定資産帳簿価額/固定資産合計額 休止設備費 貸付設備の固定資産帳簿価額/固定資産合計額 貸付設備費 事業外固定資産の固定資産帳簿価額/固定資産合計額 営業外費用

2. 設定した基準

別表第1の5. (1) ①に規定する固定資産帳簿価額(リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。)については、非化石証書販売収益の拡充・改良投資への充当額の残高相当を控除して算定した額とする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

固定資産帳簿価額(リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。)については、電気事業財務 費用の配分に用いるものであり、非化石証書販売収益の拡充・改良投資への充当額の残高相当を控 除することが適切であるため、上記基準を設定した。

一般管理費の5部門への配分基準[別表第1 5.(2)② 関係]

1. 別表第1 5. (2)②に規定する基準

- 5.2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。
- (2) 一般管理費((1)により整理されたものを含む。以下この(2)において同じ。)を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費及び販売費(以下「5部門」という。)に配分することにより整理すること。
 - ② ①の整理により難い費用を、別表第2に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

別表第2

費用等の項目	一般管理費	
	活動帰属基準	配賦基準
雑税	_	直課された各部門雑税支出額比
電気事業財務費用	_	直課された各部門設備別帳簿価額比

2. 設定した基準

別表第1 5. (2)②に規定する一般管理費の5部門への配分については、別表第1 5. (2)②に規定する基準によらず、次の基準により5部門の費用として整理する。

費用等の項目	一般管理費	
	活動帰属基準	配賦基準
雑税のうち都県市町 村民税及び事業所税	直課された各部門人員数比	_
上記以外の雑税	Н	直課された各部門雑税支出額比
電気事業財務費用の うち株式交付費、株 式交付費償却、社債 発行費及び社債発行 費償却	I	直課された各部門設備別帳簿原価比
上記以外の電気事業 財務費用	_	直課された各部門設備別帳簿価額比

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

雑税のうち都県市町村民税及び事業所税については、主に人員数に応じて発生する費用であることから、「直課された各部門人員数比」を設定した。

また、電気事業財務費用のうち株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却については、資産規模を表す帳簿原価の割合により配賦することが適切と考えられることから、「直課された各部門設備別帳簿原価比」を設定した。

他社販売電源料の配分基準 [別表第1 5.(4)関係]

1. 別表第1 5. (4)に規定する基準

- 5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。
- (4) 2. により整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費、及び販売費((1)から(3)までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用を含む。)を合計したもの(以下「送配電非関連費用」という。)を整理すること。

この際、他社購入電源費(特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。)、非化石証書購入費及び他社販売電源料(原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。)を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

他社販売電源料(原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。)のうち、特定抑制依頼により発生する容量確保金(一般需要部門の需要家に対して締結している契約に基づくものに限る)に係る他社販売電源料については、別表第1 5.(4)に規定する基準によらず、一般需要部門に直接整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

特定抑制依頼により発生する容量確保金のうち、一般需要部門の需要家に対して締結している契約に基づき実施しているものについては、それに対応した他社販売電源料も、一般需要部門に整理することが適切であることから、上記基準を設定した。

非化石証書購入費の配分基準 [別表第1 5.(4)関係]

1. 別表第1 5. (4)に規定する基準

- 5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。
- (4) 2. により整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費、及び販売費((1)から(3)までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用を含む。)を合計したもの(以下「送配電非関連費用」という。)を整理すること。

この際、他社購入電源費(特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。)、非化石証書購入費及び他社販売電源料(原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。)を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

非化石証書購入費については、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発 電費への配分を行わず、送配電非関連費用に直接整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

2. に掲げるものについては、費用の性質を勘案したより適切な整理を行うため、上記基準を設定した。

送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用への配分基準 [別表第1 5.(5)関係]

1. 別表第1 5. (5)に規定する基準

- 5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。
- (5) (4) により整理された送配電非関連費用(販売需要家費用及び一般販売費用を除く。以下この(5) において同じ。)を、改正法附則第18条第1項若しくは第20条第1項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第3項の規定により同条第1項の認可を受けたとみなされる改正法第1条の規定による改正前の法第19条第1項若しくは第4項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第19条第4項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のものに当たり、小売料金算定規則第8条又は小売料金算定規則附則第2項の規定により廃止された一般電気事業供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第105号)第8条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用(以下この(5)及び(6)において「送配電非関連固定費用」という。)及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用((8)において「送配電非関連可変費用」という。)に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、小売料金算定規則第8条に規定された基準により整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費(原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。)、他社販売電源料(原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。)、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用への配分基準

	配 分 基 準
給料手当 (環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。
給料手当振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	n
雑給(環境対策費を除く。)	n
消耗品費(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用と送配電非関連可変費用 の割合が一対一となるように配分することによ り整理。
修繕費(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。
委託費(環境対策費を除く。)	II
養成費(環境対策費を除く。)	11
諸費(環境対策費を除く。)	IJ

	配分基準
他社購入電源費 (特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃 止関連仮勘定償却費を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固 定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電 非関連可変費用に配分することにより整理。
建設分担関連費振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	II
非化石証書関連振替額	送配電非関連可変費用に整理。
他社販売電源料 (原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収 益を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に配分することにより整理。
電気事業財務費用(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。
電気事業財務費用(環境対策費に限る。)	送配電非関連可変費用に整理。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

送配電非関連費用について、別表1.5.(5)の規定により、送配電非関連固定費用又は送配電 非関連可変費用に整理することとなっている営業費用等について、事業者設定基準により配分する 必要がある。当該営業費用等項目の内容に応じて整理するための基準として明確にするため、上記 基準を設定した。

法人税等の配分基準 [別表第1 7. 関係]

1. 別表第1 7. に規定する基準

7. 法人税等(法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。)を、6. により各部門 に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益の占める割合により 各部門に配分することにより整理すること。ただし、当該法人税等が零を下回る場合には、当該 法人税等を、6. により各部門に整理された税引前当期純利益及び税引前当期純損失の合計額の うちに各部門の税引前当期純利益又は税引前当期純損失の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

法人税等のうち、法定実効税率の変更による繰延税金資産の増加又は減少に係る法人税等調整額については、特定需要・一般需要外部門の欄に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

法定実効税率の変更による繰延税金資産の増加又は減少に係る法人税等調整額は、経常的には 発生しないことから、特別利益又は損失の配分にかかる別表第1 3 (1) の基準と同様に特定需 要・一般需要外部門の欄に整理すべきものであり、より適切な整理を行うため、上記基準を設定 した。